

第11章 経過観察

第1節 方向性

史跡を確実に保存し、有効に活用するためには、地域住民や地域活動団体などの参加・協力を得ながら、持続的に保存管理に取り組み、計画的に公開・活用や整備を行っていくことが必要である。また、百舌鳥古墳群の保存活用は、世界遺産課だけでなく、学校教育・生涯学習・コミュニティ（市民活動）・観光振興・都市整備なども関係することが想定でき、そのための連携体制の充実も求められる。さらに、限られた財源を有効に活用する視点が不可欠であり、中・長期的な視点で保存管理や整備・活用などの取組を充実させ、各項目の実現に向けてその成果を高めていくことが重要である。

このため、施策・事業の定期的な経過観察を行うことで、基本理念に立ち返り、現況を把握・分析し、運営方向や問題点を改善していくことが求められる。

今後の保存管理や活用、整備の運営などについても、その進捗状況を把握しながら次のステップに向けてフィードバックしていくために、経過観察を継続的に実施することが効果的である。経過観察にあたって、第6章～第9章で計画した史跡の保存管理・活用・整備・運営体制について観察指標を設定し、自己点検する。

第2節 方法

(1) 保存管理・活用・整備・運営体制による経過観察の手順

史跡百舌鳥古墳群の価値を保存し、活用するため、保存管理・活用・整備・運営体制について、以下のとおりそれぞれ具体的指標と観察周期を定め、経過観察を行う。なお、日常的な史跡の経過観察については(4)で示す古墳カルテに基づき実施する。

計画における経過観察の指標と手法・内容

| | 項目 | 手法・内容 | 指標 | 周期 |
|------------------|---------------|--|---|----|
| 経過観察 保存管理における | 追加指定 | ・追加指定予定地の指定状況の把握 | ・追加指定面積 ・指定古墳数 | 毎年 |
| | 公有化 | ・公有化計画の進捗状況の把握 | ・公有化面積 | 毎年 |
| | 日常的な維持管理 | ・墳丘の保存状況の確認 ・墳丘上の樹木の植生の把握 ・古墳群の景観の把握 | ・古墳管理台帳(古墳カルテ)、巡回情報更新の頻度 ・周辺の各種法令に基づく許可申請の件数 ・第3種地区及び未指定古墳の発掘届出・通知の件数 | 毎年 |
| | 現状変更 | ・指定地の現状の把握 | ・現状変更許可申請の件数 | 毎年 |
| 経過観察 活用における | 調査研究における活用 | ・調査の報告や研究成果を掲載した報告書・紀要などの論旨と発行数の把握 | ・調査研究による機関刊行物の発行数 | 毎年 |
| | 学校・生涯学習における活用 | ・使用教材・副読本などの発行状況の把握 ・普及啓発の資料及びパンフレットの作成状況の把握 ・体験活動・講演会など実施状況の把握 | ・使用教材・副読本の発行部数 ・解説のための資料の発行部数 ・体験活動及び講演会などの開催数及び参加者 | 毎年 |
| | 地域・観光振興における活用 | ・観光・地域による利用状況の把握 | ・新聞の掲載数、市所有写真の利用数 ・堺市博物館や史跡来訪者数 ・ホームページの閲覧数 | 毎年 |
| 経過観察 整備における | 保存のための整備 | ・古墳の復旧・修理の実施状況の把握 ・古墳の標柱・説明板の設置状況の把握 | ・復旧・修理を行った古墳数 ・標柱・説明板の設置数 | 毎年 |
| | 活用のための整備 | ・整備基本計画策定及び整備の実施状況の把握 ・活用に必要な施設などの施設整備状況の把握 | ・整備基本計画策定進捗率 ・設計・整備を行った古墳数 ・活用に必要な施設の整備数 | 毎年 |
| 経過観察 運営体制における | 運営体制 | ・地域住民との連携状況の把握 ・関係課、団体との連携状況の把握 ・調査実施期間、費用、課内の体制 ・堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会の活動状況 | ・団体数 ・ボランティア向け研修回数 ・連携して行った事業数、専門員数、予算 ・堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会の開催数 | 毎年 |

(2) 計画全体の進捗状況の確認のための経過観察（自己点検）

本計画において計画されたことがどこまで実現しているのか、今後何をすべきなのかなどを確認するために自己点検は有効である。また、事業の途上においてはその推進状況を確認し、事業完了後においては管理・運営を円滑に進めるために、事業の内容及び現況、進め方などについて定期的に点検を行うことが必要である。その際には、事業の目標に立ち返り、事業を担当する者が自らの置かれた状況についての的確に検証することが重要である。

事業進捗自己点検

| 項目 | 実施例 | 取組状況 | | | |
|----------------|--|---------|---------|---------|--------------------|
| | | 取組 未 | 取組 中 | 取組 済 | 備考（現状、目 的、成果など） |
| 計画策定に 関すること | 保存活用計画に基づいて実施されているか | | | | |
| | 保存活用計画の見直しは実施されているか(おおむね 10 年ごと) | | | | |
| | 総合計画と関連づけられているか | | | | |
| 保存管理に 関すること | 史跡の本質的価値を十分把握し適正な方法で確実に保護されているか | | | | |
| | 現状変更の取扱基準は適正に運用されているか | | | | |
| | 史跡の保存活用にも有効でない要素の除却は遺構を傷付けることなく行われているか | | | | |
| | 土地の所有者や地域の協力を得て適切な維持管理がなされているか | | | | |
| | 定期的な点検により経年変化などを確認し、記録しているか | | | | |
| | 追加指定に向け、地権者を含め準備や動きがなされているか | | | | |
| | 公有化に向け、所有者などとの協議が十分になされているか | | | | |
| 活用に関 すること | 史跡の現地公開が適切に行われているか | | | | |
| | 地域・関係団体・観光部局・近隣市と連携した活用を行っているか | | | | |
| | 歴史文化的観光資源としての活用がされているか | | | | |
| | 体験学習などは計画的に実施しているか | | | | |
| | パンフレットなどは活用されているか | | | | |
| | ガイドンスなどの施設は十分に活用されているか | | | | |
| | ガイドの育成や支援を行っているか | | | | |
| | 学校教育・生涯学習における活用がなされているか | | | | |
| 情報発信を適切に行っているか | | | | | |

| 項目 | 実施例 | 取組状況 | | | | |
|---------------------|------------------------------|---|---------|---------|--------------------|--|
| | | 取組 未 | 取組 中 | 取組 済 | 備考（現状、目 的、成果など） | |
| 整備に関すること | 全般 | 整備基本計画は策定しているか | | | | |
| | | 整備基本計画は見直しをしているか | | | | |
| | | 整備基本計画に基づいて整備しているか | | | | |
| | | 整備後は整備地・施設の状態を常に点検・管理しているか | | | | |
| | 保存のための整備・活用のための整備 | 遺構などに影響がないよう整備しているか | | | | |
| | | 修復は伝統技術を尊重して実施したか | | | | |
| | | 修復は専門技術者と連携し、専門技術を用いるよう検討しているか | | | | |
| | | 経年変化や災害によるき損はないか。ある場合応急措置しているか | | | | |
| | | 墳丘や景観に影響している樹木は伐採など適切に処理しているか | | | | |
| | | 整備内容は発掘調査成果や学術的根拠に基づき検証しているか | | | | |
| | | 史跡の価値が適切に表現されているか | | | | |
| | | 遺構など本質的価値を保護して整備されているか | | | | |
| | | 復元展示は、当時の技法・工法・材料について検討したか | | | | |
| | | 案内板や説明板、便益施設（トイレ・四阿・ベンチなど）は適切な位置に配置されているか | | | | |
| 施設は景観に調和したものとなっているか | | | | | | |
| 運営・体制に関すること | 史跡の保存管理・活用・整備に必要な体制が整えられているか | | | | | |
| | 地域住民と協働した体制が整えられているか | | | | | |
| | 国・府・市関連部局との連携体制が整えられているか | | | | | |
| | 円滑な運営のため適切な連絡調整を図っているか | | | | | |
| | 維持管理・運営に必要な予算は十分確保されているか | | | | | |
| | 予算確保のための取組はあるか | | | | | |

※『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業 報告書』の史跡等・重要文化的景観の自己点検表並びに文化庁監修 2005『史跡等整備のてびき II 計画編』の史跡等整備における事業主体者の実施事項の点検を参考に作成

(3) PDCAの導入

本計画書に示された計画の実施にあたっては、PDCAサイクルの考え方を導入した経過観察を実施する。こうした経過観察の結果（評価）は、PDCAサイクルの考え方にに基づき、計画の実施、修正・改善の基礎的資料・判断材料としていく。

計画策定に関わるPDCAサイクルの考え方と経過観察

○計画立案 (Plan)

本計画に基づき、史跡の保存管理・活用・整備を推進するための事業計画を立案する。

- ・ 保存活用計画を踏まえて、整備基本計画などを策定する。
- ・ 整備基本計画などを踏まえて、事業を設定する。
- ・ 計画・事業については、「実行・評価・改善」に基づき、適宜見直す。

○実行 (Do)

本計画に基づき、今後事業を計画的に実施する。

- ・ 事業予算を確保する。
- ・ 計画の内容を踏まえて、事業を実施する。
- ・ 効果的・効率的な実施を図る。

○評価 (Check)

経過観察指標に基づき、事業の内容が適切であるか、計画的に進められているかなどについて点検し、その結果を分析する。

- ・ 事業の進捗状況を踏まえ、事業の途中（毎年度・中間点など）、終了時に評価を行う。
- ・ 経過観察の結果を評価に反映させる。
- ・ 評価の大項目としては次のとおり想定する。なお、細部項目は計画における経過観察の指標と手法・内容による。
 - ・ 史跡の保存管理・活用・整備に関する効果の評価
 - ・ 運営体制に関する効果の評価
 - ・ 事業の進捗及び事業費に関する評価
 - ・ 市民（地域住民など）の参加・協働に関する評価
 - ・ 課題の有無、内容の評価など

○改善 (Act)

抽出された問題点の解決方法を検討し、事業内容や進め方の改善を図る。自己点検票による経過観察の結果を次年度や新たな計画策定に反映させることにより、更なる事業推進を図る。

- ・ 「評価」を踏まえて、計画・事業の改善点を見いだす。
- ・ 必要があると認めるときは、計画・事業を見直す。